

○警察犬取扱要綱の制定について

(昭和 49 年 3 月 25 日例規 神鑑発第 169 号)

最終改正 平成 23 年 2 月 25 日 例規第 4 号 神生総発第 81 号

各所属長あて 本部長

犯罪捜査等に使用する警察犬を効果的に運用するため、みだしの要綱を別添のとおり改正し実施することとしたので、下記事項について部下職員に周知徹底し、実効を挙げるよう配意されたい。

おつて、警察犬取扱要綱(昭和 41 年 6 月 19 日神鑑発第 122 号)は、廃止する。

記

1 制定の趣旨

犯罪捜査等に使用する警察犬については、従来嘱託警察犬により運用してきたところであるが、昨年度から直轄警察犬制度を採用したので、既定の取扱要綱では実情にそぐわず、かつ、警察犬運用要綱(昭和 48 年 5 月 10 日警察庁乙刑発第 3 号)も制定されたところから、直轄警察犬及び嘱託警察犬の効果的な運用を図るため全面的に改正し、制定実施することとしたものである。

2 主な改正点

(1) 運用責任者等の設置(第 2、第 3 関係)

ア 警察犬の適正な管理と運用を図るため、警察本部に運用責任者を置き、鑑識課長をあてた。

イ 運用責任者は、警察犬の適正な運用を期するため、所属の課長補佐の中から担当責任者を指定するとともに、直轄警察犬を飼育訓練し、犯罪捜査等に従事する担当者を所属職員の中から指定することとした。

(2) 直轄警察犬の訓練(第 4 関係)

直轄警察犬の訓練については、犯罪捜査等における搜索活動に即応させるため、基本的に行われている服従、嗅覚、警戒訓練とし、訓練要領については運用責任者が定めることとした。

(3) 訓練指導員の委嘱(第 5 関係)

直轄警察犬を訓練するにあたって、担当者の技術の向上と犬の能力の向上、資質の矯正にあたらせるため、警察犬の訓練について知識、技能、経験が豊富な者を、訓練指導員として委嘱することができることとした。

(4) 嘱託警察犬の嘱託(第 6 関係)

嘱託警察犬の審査のため設置されていた審査委員会の制定を廃止し、運用責任者が審査することとした。

(5) 警察犬の出動(第 8、第 9、第 10 関係)

ア 警察犬の出動要請を警察署長のみに限定することなく、捜査主管課長、通信指令課長及び機動捜査隊長も出動要請ができることとした。

イ 運用責任者は、警察署長等から出動の要請がない場合でも急を要し、必要と認めるときは、積極的に警察犬を出動させることができることとした。

3 警察犬使用上の留意事項

警察署長等は、警察犬による搜索活動を実施する場合には、次の事項に留意するとともに、必要な搜索要員を差し出さなければならない。

- (1) 警察犬の使用効果は、事案発生後の時間が短いほど効果があるので、発生事案の概要をは握る場合には、警察犬使用の条件を備えているかどうかを速やかに判断し、できる限り速やかに出動の要請をすること。
- (2) 現場への出入りは必要最少限度にとどめるとともに、現場保存の範囲を広くとり、遺留品、足跡等の臭気保全と他の臭気の混入防止につとめること。
- (3) 遺留品の取扱いについては、必らず清潔なピンセット、手袋を使用し、取扱者の臭気を混入させないように注意し、原臭保存袋(ポリエチレン製袋)に収納すること。
- (4) 搜索活動を実施する場合に搜索要員は、警察犬の搜索活動に支障をきたさないよう配慮し、その後方おおむね10メートルの距離を保つて追従すること。
- (5) 搜索要員は、警察犬の搜索活動中はその挙動に注意し、特異な挙動があつた場合には、直ちに付近の搜索、証拠物件の発見収集及び聞込等必要な措置をとること。
- (6) 担当者及び搜索要員は、搜索活動中警察犬が人の居住又は管理する邸宅、家屋その他の場所に進入しようとした場合は、速やかにその居住者、管理者等の承諾を求める等適切な措置をとらなければならない。
- (7) 担当者及び搜索要員は、被搜索者等を発見した場合は、これらの者から警察犬が危害を加えられ又は警察犬がこれらの者に危害を加えることのないように注意しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に嘱託した警察犬に対する適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和50年7月17日神鑑発第487号)

附 則(平成23年2月25日例規第4号神生総発第81号)

警察犬取扱要綱(別添)

第1 趣旨

この要綱は、警察犬の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 運用責任者等の設置

- 1 警察犬の適正な管理と運用を図るため、神奈川県警察本部に運用責任者、担当責任者及び担当者を置く。
- 2 運用責任者には刑事部鑑識課長(以下「鑑識課長」という。)を、担当責任者には鑑識課長の指定する鑑識課長補佐を、担当者には鑑識課長が所属職員から指定した者をもつてあてる。

第3 適正な管理

運用責任者は、直轄警察犬が犯罪捜査等に常時出動できるように飼育、訓練するとともに、犬舎の保守、逸走の防止及び人畜に対する危害の防止を図り、その適正な管理につとめるものとする。

第4 訓練

- 1 直轄警察犬の訓練は服従訓練、嗅覚訓練及び警戒訓練とし、その訓練基準は別表のとおりとする。
- 2 前項の訓練要領は、運用責任者が別に定めるものとする。

第5 訓練指導員の委嘱

- 1 直轄警察犬の能力及び担当者の技術の向上を図るため、警察犬訓練指導員(以下「指導員」という。)を委嘱することができる。
- 2 指導員には、委嘱書(第1号様式)を交付し、その任期は1年とする。

第6 警察犬の嘱託

- 1 運用責任者は、嘱託警察犬に必要な捜索能力等の審査を行うことができる。
- 2 審査についての必要な事項については、そのつど定めるものとする。
- 3 嘱託警察犬は、前項の審査を経た警察犬のうちから運用責任者が選考し、その所有者に対し、警察本部長(以下「本部長」という。)が警察犬嘱託書(第2号様式)及び警察犬章(第3号様式)を交付して嘱託するものとする。
- 4 前項の嘱託期間は、1年とする。ただし、本部長が必要と認めたときはこれを延長することができる。

第7 嘱託の取り消し

- 1 次の各号の1に該当する嘱託警察犬は、期間満了前であつても嘱託を取り消すものとする。
 - (1) 所有者が変つたとき。
 - (2) 所有者が嘱託を辞退したとき。
 - (3) 死亡、病気その他の理由により出動できなくなつたとき。
 - (4) 前各号のほか嘱託しておくことが適当でないと認めたとき。
- 2 嘱託を取り消したときは、警察犬章を速やかに返納させなければならない。

第8 警察犬の出動要請

警察署長、捜査主管課長、通信指令課長及び機動捜査隊長(以下「警察署長等」という。)は、次の各号の1に該当するときは、運用責任者を経て本部長に警察犬の出動を要請するものとする。

- (1) 犯罪捜査のため必要があり、警察犬を出動させることによつて効果があると認められたとき。
- (2) 行方不明者、迷子等の捜索のため必要があり、警察犬を出動させることによつて効果があると認められたとき。
- (3) その他警察犬を出動させることによつて効果があると認められたとき。

第9 出動要請時の報告事項

警察犬の出動要請にあつては、次の事項とともに事案の概要を簡明に報告しなければならない。

- (1) 犯罪(事案)発生日時
- (2) 犯罪(事案)発生場所
- (3) 犯罪(事案)発覚日時
- (4) 原臭となるべき遺留品の有無
- (5) 足跡その他犯人(被捜索者)が接触したと認められる箇所

第10 警察犬の出動

- 1 運用責任者は、出動の要請を受けその必要があると認められるときは、直ちに警察犬を出動させるものとする。
- 2 運用責任者は、急を要し、かつ、警察犬を出動させることによつて効果があると認められるときは、警察署長等の出動要請を待つことなく、警察犬を出動させることができる。

第11 出動結果の報告等

- 1 運用責任者は、直轄警察犬を出動させたときは、警察犬出動結果報告書(第4号様式)により本部長に報告するとともに、その結果を出動要請警察署長等に通報するものとする。
- 2 警察署長等は、警察犬の出動を受けたときは、警察犬出動状況報告書(第5号様式)により、運用責任者を経て本部長に報告するとともに、出動事案についてその後の捜査等により結果が明らかになつたときは、警察犬出動事件捜査結果通知書(第6号様式)により、運用責任者に通報するものとする。

第12 嘱託警察犬の謝金

嘱託警察犬を出動させたときは、そのつど出動謝金を支給するものとする。

第13 表彰

警察犬を出動させた結果、特に著しい功績があつたと認められたときは、神奈川県警察表彰取扱規程(昭和30年神奈川県警察本部訓令第10号)に準じて表彰するものとする。

第14 簿冊の備え付け

運用責任者は、犬籍カード(第7号様式)、警察犬出動要請簿(第8号様式)を備え付け、所要の事項を記入し整理しておくものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に嘱託した警察犬に対する適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和50年7月17日神鑑発第487号)

附 則(平成23年2月25日例規第4号神生総発第81号)